

大阪市立東洋陶磁美術館
エントランス増築その他工事
公募型見積合わせ 評価基準

地方独立行政法人大阪市博物館機構

目次

1. 評価基準の位置付け.....	1
2. 審査方法.....	1
3. 一次審査の評価項目・評価基準等.....	1

1. 評価基準の位置付け

本評価基準は、大阪市立東洋陶磁美術館エントランス増築その他工事公募型見積合わせ募集要項に基づき、審査方法、審査にあたっての評価点等を定めるものです。

2. 審査方法

一次審査（実績・体制）、二次審査（見積合わせ）の2項目を審査します。

(1) 一次審査（実績・体制）

ア 参加者及び監理技術者（又は主任技術者）の施工実績を評価するため、3. 一次審査の評価項目・評価基準等により募集要項「3. 事務局イ」が定量評価を行います。

イ 参加者が多数の場合は、実績・体制の上位5者程度を選定します。

ウ 一次審査の評価点が10点に満たない場合、原則として二次審査には進むことはできません。

※ 一次審査の評価点は、以下の（2）イの場合を除き、二次審査に持ち越さないものとします。

(2) 二次審査（見積合わせ）契約の相手方の決定

見積書を受領後、募集要項「3. 事務局イ」にて項目の抜け漏れや条件照査を行います。その上で、以下の方法により契約の相手方の候補者を決定します。

ア 契約の相手方の候補者の決定は、見積書提出期限以降に募集要項「3. 事務局イ」において行い、最低の価格をもって有効な見積りを行った者を最低見積価格者として決定し、次順位以降の審査順位を決定した上で契約の相手方の決定を保留する。

イ 有効な見積りを行った者のうち、その見積価格が予算価格（事業費）の範囲内である者が複数あった場合については、一次審査の評価点を加点したうえで評価する。

その評価方法は、一次審査の評価点1点につき1,000,000円として見積価格（税抜き価格）から減じた価格を見積価格とみなしたうえで、最低の価格となる者を最低見積価格者として決定する。ただし、候補者の決定以降は一次審査の評価点は考慮しない。

ウ 最低の価格をもって有効な見積りを行った最低見積価格者となるべき同価格の見積りをした者が2者以上あるときは、一次審査の評価点が上位の者を最低見積価格者とする。一次審査の評価点が同点の場合においては、くじにより順位を決め、最低見積価格者を決定する。この場合について、くじを行う日時及び場所については地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下「本機構」という。）が指定する。

エ 最低価格見積者及び次順位以降の審査順位を決定した場合には、候補者並びに二次審査の参加者全員に対してFAXにて通知するとともに、本機構HP上に公表する。

オ 最低価格見積者と見積交渉の上、契約の相手方の候補者を決定する。

カ 上記の方法により契約の相手方の候補者が決定しないときは、順次、見積価格の低い者と価格交渉のうえ、契約の相手方の候補者を決定する。

キ 契約の相手方の候補者を決定した場合には、候補者並びに二次審査の参加者全員に対して通知する。

3. 一次審査の評価項目・評価基準等

一次審査については、企業と監理技術者（又は主任技術者）の類似施工実績の有無について評価

を行う。完成・引渡しが完了している過去 20 年間における国土交通省告示第 98 号別添二 類型十二 文化・交流・公益施設 第 2 類 美術館・博物館の新築・改築・増築で当該床面積が 400 m²以上を類似施工実績として評価する。

なお、類似施工実績がない場合は 0 点とする。

(1) 企業の実績【50 点】

過去の類似施工実績 5 件について、1 件あたりの基礎配点に以下の各係数を乗じた点数を合計し、最大 50 点として評価する。

※特定建設工事共同企業体での参加の場合、代表構成員の実績を評価する。

① 実績件数と基礎配点

件数	基礎配点
5	10

② 発注者の区分

	係数
国又は地方公共団体等が発注する工事	1.0
上記以外	0.8

※国又は地方公共団体等が発注する工事

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項に定める公共工事

○「医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 31 条に定める公的医療機関」、「国立大学法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に定める国立大学法人」及び「地方独立行政法（平成 15 年法律第 118 号）第 68 条第 1 項に定める公立大学法人」が発注する工事

③ 年数の区分

	係数
過去 10 年以内	1.0
過去 10 年超～20 年以内	0.5

※基準日は公募日とする

※評価点の計算は下表のとおりとなります。

基礎配点 ①	係数 ②		係数 ③		評価点 ①×②×③	合計 (評価点×件数)
10	国又は地方公共団体等が発注する工事	1.0	過去 10 年以内	1.0	最大評価 10	50
	上記以外	0.8	過去 10 年超～過去 20 年以内	0.5		

(2) 監理技術者（又は主任技術者）の実績【10点】

配置する監理技術者（又は主任技術者）1名の過去の類似施工実績1件について、基礎配点に係数を乗じた点数とし、最大10点として評価する。

① 実績件数と基礎配点

	件数	基礎配点
監理技術者（又は主任技術者）	1	10

② 発注者の区分

	係数
国又は地方公共団体等が発注する工事	1.0
上記以外	0.8

※国又は地方公共団体等が発注する工事

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に定める公共工事

○「医療法（昭和23年法律第205号）第31条に定める公的医療機関」、「国立大学法（平成15年法律第112号）第2条第1項に定める国立大学法人」及び「地方独立行政法（平成15年法律第118号）第68条第1項に定める公立大学法人」が発注する工事

③ 年数の区分

	係数
過去10年以内	1.0
過去10年超～20年以内	0.5

※基準日は公募日とする

※評価点の計算は下表のとおりとなります。

基礎配点 ①	係数 ②		係数 ③		評価点 ①×②×③
10	国又は地方公共団体等が発注する工事	1.0	過去10年以内	1.0	最大評価 10
	上記以外	0.8	過去10年超～過去20年以内	0.5	